

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 伯耆町

本事業の担当部局名 住民課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	伯耆町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,840,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本町の人口動態を長期的にみると確実に人口減少及び少子高齢化が進んでおり、決して楽観視できる状況ではないが、直近の傾向を見てみると、出生数の増加や転入超過による社会増など改善の兆しも見られ、人口減少は若干の緩和傾向にある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 人口減少が緩和傾向である今を機に、今後の積極的かつ持続的な少子化対策・子育て支援策により、人口減少を抑制できる可能性が十分考えられ、従来から取り組んでいる「出産・子育て環境の整備」「教育環境の充実」に加えて、「結婚への支援」の取組を強化することで更なる少子化対策の充実を図る。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業は、「伯耆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標Ⅰ「次世代へつながる子育てのまち」に位置付けることができ、若い世代が結婚・出産・子育てに対して希望を持てる地域の実現を目指している。結婚を希望するものの経済的理由により結婚することができない若者に対し、経済的な負担を軽減し、希望する年齢での結婚が叶えられるようにするため、本事業を実施する。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			

2. 申請見込

①新規世帯見込	5	世帯	②継続世帯見込	2	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和3年中婚姻届受理件数(戸籍システムより)23件…①
 ①のうち 夫婦ともに29歳以下の届 9件…②
 夫婦ともに39歳以下の届 11件…③
 町の予算と上記届出件数の割合(②:③≒3:4)から29歳以下は3世帯、それ以外を4世帯とした令和5年度の概算根拠から、過去の実績を踏まえてそれぞれ1世帯引き、29歳以下は2世帯、それ以外は3世帯と見込む。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	2 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>	
(29歳以下)	2 世帯 × 600,000 円 = 1,200,000 円
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 = 900,000 円
	(継続補助) 740,000 円

<積算>
 下記のとおり積算
 継続補助について、継続補助の見込額が1世帯当たり37万円となるため×2世帯で74万円とした。

3. 広報の実施予定

広報・ホームページでの周知
 婚姻届提出時に対象者へのチラシ配布

KPI項目	単位	目標値	現状値		
				現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	子育てしやすいと感じる人の割合	%	30	26.1 (R2)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		0.99 (R3)		
	婚姻件数	件	22 (R3)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	0 (R6.1.1現在)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	0 (R6.1.1現在)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0 (R6.1.1現在)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページでの広報を行う。 【連携コース採択要件関係】 地域結婚支援重点推進事業(重点メニュー)に係る県事業「AIを始めとするマッチングシステムの高度化(県事業名:えんトリーマッチングシステムの高度化)」について、以下のとおり連携を図る。 ・マッチングシステムの習熟のための研修の共催・運営補助				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	チラシの配架等、制度周知への協力依頼				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。